

消防法令違反の建物を ウェブサイト公表します

違反対象物の公表制度

制度開始

平成**31**年
4月**1**日～

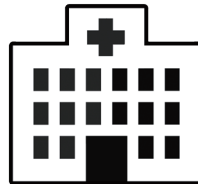
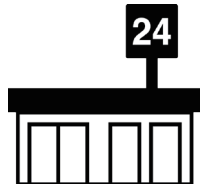


違反対象物の公表制度とは

建物を利用する皆さんが、**安心して利用**していただくために、**建物の安全情報を自ら入手**し、利用を判断できるよう市ウェブサイト上に**違反状況を公表する**制度です。

公表の対象 となる建物

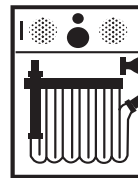
飲食店、物品販売店舗、ホテル・旅館、病院、社会福祉施設などの不特定多数の方が利用する建物です。
※工場、倉庫、事務所など特定の方が使用する建物は対象外



公表の対象 となる違反

建物に義務付けられた消防用設備など

- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 自動火災報知設備



が設置されていない重大な消防法令違反です。

公表の 方法

市ウェブサイトへ掲載します。



各務原市のウェブサイトから確認できます

各務原市消防本部 公表制度

検索



違反対象物の公表制度

制度開始

平成**31**年
4月1日～

公表する 内容

- ①建物の名称
例：●○ビル
- ②建物の所在地
例：●●市●○町■丁目□番▼号
- ③消防法令違反の内容
例：●○設備未設置
- ④公表を開始した日



公表までの 流れ

立入検査の実施

勧告書などの交付

関係者に対する公表の事前周知
(公表通知書の交付)

勧告書などの交付から**14**日経過した日において
なお当該違反が認められる場合

公表



建物関係者 の方へ

建物に以下のような変更を行う場合には、新たに消防用設備などを設置する義務が生じる場合がありますので、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

- ▶ 飲食店、物品販売店舗などの用途が新たに入居する場合
- ▶ 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合
- ▶ 窓の前に荷物や棚を置いたり、合板などでふさいだりする場合

公表制度については、消防本部予防課または最寄りの消防署にお問い合わせください。

- 消防本部予防課 ☎ 058 (382) 3137
- 西部方面消防署 ☎ 058 (371) 7040
- 東部方面消防署 ☎ 058 (384) 1191

公表制度

